

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：82674

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380834

研究課題名(和文) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への市町村・都道府県の対応に関する追跡研究

研究課題名(英文) Research on improving the ability of municipalities to cope with elderly abuse by facility staff

研究代表者

菊地 和則 (KIKUCHI, Kazunori)

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(東京都健康長寿医療センター研究所)・東京都健康長寿医療センター研究所・研究員

研究者番号：00271560

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：国の調査によると、2014年、15739人の高齢者が家族に虐待されたのに対して、施設職員に虐待された高齢者は300人しかいなかった。施設職員による虐待が行われた場合、市町村が対処しなければならない。我々は全市町村を対象とした郵送調査を実施した。日本には約1700の市町村があるが、3割以上の市町村はこれまでに施設職員による虐待に対処したことがない。

自治体が施設職員による虐待に対処する能力の向上に最も関連する要因は対処の経験を積むことであった。その他の要因は、市町村内の関係部署で連携すること、都道府県が実施する研修に参加すること、そしてマニュアルの準備であった。

研究成果の概要(英文)：According to a national survey, in 2014, 15739 elderly people were abused by families, whereas there were only 300 elderly people abused by care staff of facilities. Municipalities must deal with the abuse of care staff. Mail survey was conducted for all municipalities. There are approximately 1,700 local governments in Japan, but over 30% of local governments have never coped with abuse by care staff.

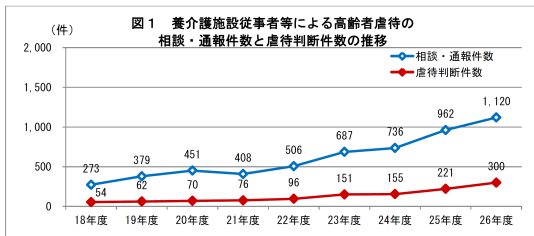
The most relevant factor for improving the ability of municipalities to deal with abuse by care staff was to have experience of coping. Other factors were collaboration at relevant departments within municipalities, participation in the training conducted by prefecture, and preparation of manuals.

研究分野：高齢者福祉

キーワード：高齢者虐待 養介護施設 市町村 都道府県 虐待対応

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が施行されてから、国は毎年高齢者虐待対応状況調査を実施している。養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下、施設虐待）は増加の一途を辿っている。



出典)厚生労働省(2016)「平成 26 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果：平成 26 年度 高齢者虐待対応状況調査結果概要」

(2) 研究代表者は、高齢者虐待防止法が施行された 4 年後の平成 21 年度に、日本学術振興会から科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）の交付を受けて「養介護施設従事者等による高齢者虐待への市町村の対応能力向上に関する研究」を全市区町村（特別区を含む、以下、市町村）と都道府県を対象として実施した。

その結果、7 割以上の市町村は事実確認調査を実施したことがなく、また、8 割以上の市町村で改善指導を実施したことがないことなどが明らかとなった。このことは高齢者虐待防止法が施行されて 4 年経過していたが、市町村の施設虐待への対応能力が十分ではないことを示していると考えられた。

その後、5 年を経過したが、都道府県による市町村を対象とした施設虐待対応研修なども行われるようになり、また市町村の虐待への対応経験も蓄積されてきたと思われる。そこで、市町村および都道府県の現状を改めて把握する必要があると考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、第一に現在の市町村および市町村を支援する都道府県の施設虐待への対応の実態を明らかにすることにある。
(2) 第二の目的として、前回の調査から施設虐待への対応能力がどの程度向上したのかを明らかにするとともに、対応能力向上に関連する要因を明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 市町村調査

全市町村 1,729 ケ所（特別区を含む、ただし東日本大震災の原発事故に係る福島県の避難市町村 12 ケ所を除く）を対象に自記式調査票を用いた郵送調査を平成 27 年 8 月 1 日～21 日に実施した。質問内容は、平成 26 年度の施設虐待の実態、虐待対応の準備、事実確認調査、改善指導、施設虐待対応に関す

る全般的な意見などであった。

なお、施設虐待への対応方法については厚生労働省『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(平成 18 年 4 月)』（以下、国マニュアル）およびそれを補完する社団法人日本社会福祉士会『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き（平成 24 年 3 月)』（以下、手引き）において示されていることから、これらで示された方法に準拠して調査票を作成した。

(2) 都道府県調査

全都道府県 47 ケ所を対象に自記式調査票を用いた郵送調査を平成 27 年 8 月 1 日～21 日に実施した。質問内容は、虐待対応の準備、事実確認調査、改善指導、施設虐待対応に関する全般的な意見などであった。都道府県への質問には市町村への支援の実態（実績）も含まれている。

(3) 倫理的配慮について

本研究は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究部門倫理委員会の審査を受け、承認された上で実施した。

4. 研究成果

(1) 市町村調査の結果

調査票の回収数(率)は、553 ケ所(32.0%)であった。回収率は 3 割に留まったが、虐待件数は 300 件中 139 件(46.0%)、被虐待高齢者数は 691 名中 401 名(58.0%)が含まれていた(引用文献)。このことから、回収率は低かったが、実際に施設虐待に対応した市町村から調査票の返送が多かったと考えられる。

1) 市町村の基本属性

回答が多かった地域は「北海道・東北」の 23.0%、以下、「中部」20.3%、「関東 19.2%」などであった。人口規模は「3 万人以上 10 万人未満」が 34.4%と最も多く、以下、「1 万人以上 3 万人未満」の 21.0%、「1 万人未満」の 20.1%と続いた。

2) 事実確認調査の実施割合

市町村は施設虐待の通報等があった場合、速やかに事実確認調査を行う必要がある。平成 26 年度の実事確認調査の実績について聞いたところ、入所系施設において事実確認調査を実施した市町村は 28.9%と 3 割に満たなかった。なお、通報は人口規模の大きい自治体の方が多くなるので、事実確認調査回数も多くなると考えられる。

3) 事実確認調査の実施方法

事実確認調査は「監査」を基本とし、「実地指導」「高齢者虐待防止法による任意調査」の 3 つの中から適切な方法を総合的に検討し実施することと定められている。しかし、

「監査」を基本とすることを知らない市町村が40.1%と4割を占めていた。

4) 虐待の原因

事実確認調査を実施した市町村の中で虐待の原因についても調べた157ヶ所に、虐待の原因を聞いた。その結果、「虐待を助長する組織風土・雰囲気」が45.2%と特に多かった。他の原因は「職員の知識・技術不足」が18.3%、「職員の研修体制不足・不備」が15.6%程度であった。

5) 改善指導の実施割合

事実確認調査により虐待が確認された場合、虐待が確認されなくとも何らかの問題が見つかった場合は改善指導が行われる。入所施設において改善指導を実施したことがあるのは21.5%に留まった。

6) 改善指導の方法

実際に改善指導を実施したことがない市町村を含めて、改善指導をどのように行うか聞いた。改善指導の基本は施設に改善計画の作成を依頼するものであるが、「事例により判断する」が49.5%と半数を占めた。「必ず作成を依頼する」は24.4%と3割に満たなかった。

また施設が行う改善に協力するか聞いたところ、「事例により判断する」が46.3%は半数を占めていた。「協力する」は17.9%と2割を切っていた。

7) 施設虐待への対応能力向上

施設虐待への対応は国マニュアルと手引に基づいて実施される。平成21年度と比較して施設虐待への対応能力が向上したかどうかを聞いたところ、「向上している」が24.2%、「ほとんど変化はない」が15.0%、「低下している」が0.1%であった。その他は「施設虐待への対応経験はない」が36.0%、「わからない」が21.9%となっていた。

対応能力が向上した群にその理由を聞いたところ、「対応経験の蓄積」が64.2%と最も多かった。以下、「庁内体制が整ってきた」が39.6%、「研修受講」が38.1%、「要項・マニュアル等の整備」の35.1%が多かった。

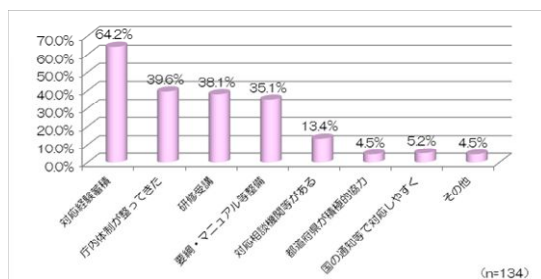


図2 対応能力向上の理由

逆に対応能力に変化がない・低下した群にその理由を聞いたところ、「対応経験が蓄積

されていない」が84.5%と特に多かった。以下、「要項・マニュアル等がない」が27.4%、「研修受講機会がない」が17.9%などとなっていた。

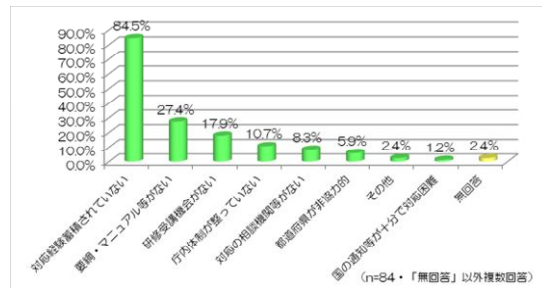


図3 対応能力維持・低下の理由

(2) 都道府県調査の結果

調査票の回収数(率)は、30ヶ所(63.8%)であった。

1) 都道府県の基本属性

回答のあった都道府県の人口は、「100万人以上200万人未満」が50.0%と半数を占めていた。以下、「300万人以上」と「100万人未満」が16.7%と同数であった。

2) 市町村対象の研修実施

市町村を対象とした施設虐待に関する研修の実施状況を聞いたところ、76.7%で実施していた、4分の1近くは実施していなかった。

3) 市町村への協力

市町村から事実確認調査への協力要請があったのは63.3%、19ヶ所であった。協力内容は「事実確認調査への同行訪問」が73.7%、「虐待有無判断時の助言・協力」が63.2%などが多かった(複数回答)。

市町村から改善指導に協力要請があったのは40.0%、12ヶ所であった。協力内容は「具体的改善法法の助言」と「都道府県による監査・実地指導」がともに50%となっていた。

(3) 考察

高齢者虐待防止法には養護者による高齢者虐待と、本研究の対象である養介護施設従事者等による高齢者虐待(本稿においては施設虐待)の2つが規定されている。しかし、通報等の件数は前者に比べて後者的方が圧倒的に少ない。

図1にも示したように平成26年度における通報は1,120件と全市町村数を大きく下回る。つまり、市町村で年間に1件を下回っている。しかも人口規模が大きいほど通報件数が多くなると考えられるので、施設虐待に対応したことのない市町村は未だに少なからず存在する。

しかし施設虐待の通報はいつ発生するかわからない。もし通報があっても即座に対応

できる体制が整っていない、事実確認や改善指導の方法が分からないようでは、被虐待高齢者の人権を十分に擁護することはできない。よって、これまでに施設虐待の通報が無かった市町村においても準備は必要である。

今回の調査から施設虐待への対応能力向上に影響する要因は対応経験の蓄積であることが明らかとなった。しかし、前述のように通報自体が少なく、人口規模が大きい自治体ほど通報が多くなることを考慮すると、対応経験の蓄積を待つことは市町村間の格差を広げるだけの可能性がある。よって、対応経験の蓄積以外の方法で対応能力向上を図る必要がある。

対応経験の蓄積以外では、庁内体制の整備、研修受講、要項・マニュアル等の整備が対応能力向上の理由としてあげられていた。よって市町村はいつ施設虐待の通報を受けても対応できるように、準備を進める必要がある。

また、このような準備は市町村のみで行うことは困難なこともあるため、都道府県が積極的に支援を行う必要がある。しかし、高齢者虐待防止法が施行されて10年近く経った時点でも市町村向けの研修を開催していない都道府県もあり、市町村だけではなく都道府県の体制整備も必要である。

(4)提言

本研究の結果を受け、下記の6つの提言を出した。なお、提言を含めた調査結果は全市町村と都道府県、国に報告書として送付した。

国は、都道府県・市町村が施設虐待の多様化に対応できるように、事例収集と分析を行うことが求められる。

国は、多様化した施設虐待に対応できるように、関係法令の改正および体制整備を行うことが求められる。

国は、都道府県と市町村の役割を明確にし、事実確認調査から改善指導、そして終結までの一連の過程について具体的な対応方法を示すことが求められる。

都道府県は、施設虐待への対応経験が無い、あるいは少ない市町村が適切な虐待対応を行えるように、実際の事例に基づいた実践的な内容を含んだ施設虐待対応研修を実施し、事実確認調査や改善指導を行うための支援体制を整えることが求められる。

市町村は、都道府県が行う施設虐待対応研修に担当部署の管理職が参加し、施設虐待への対応体制を整備することが求められる。

都道府県・市町村は施設が自主的に行う虐待防止の取り組みを支援する必要がある。

補足

本研究は平成26年度～28年度で実施される予定であったが、諸般の事情により研究期

間を平成29年度まで1年間延長した。

<引用文献>

厚生労働省、平成26年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果：平成26年度高齢者虐待対応状況調査結果概要、2016。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計0件)

[学会発表](計1件)

菊地和則，池田恵利子，川端伸子:養介護施設従事者等による高齢者虐待への市区町村の対応能力向上に関する研究，第14回日本高齢者虐待防止学会，松戸，2017.7.15.

[図書](計1件)

菊地和則，池田恵利子，川端伸子:養介護施設従事者等による高齢者虐待への市町村・都道府県の対応に関する追跡研究報告書、1-120、2017

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

該当なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

菊地 和則 (KIKUCHI, Kazunori)
地方独立行政法人東京都健康長寿医療セ

ンター（東京都健康長寿医療センター研究
所）・東京都健康長寿医療センター研究
所・研究員
研究者番号：00271560

(2)研究分担者
該当者なし

(3)連携研究者
該当者なし

(4)研究協力者
池田 恵利子 (IKEDA, Eriko)
川端 伸子 (KAWABATA, Nobuko)